

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

項目	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品		第3類医薬品
			指定第2類医薬品		
要指導医薬品及び一般用医薬品の定義と解説 (厚生労働大臣が指定)	そのリスクが不明な状況にある又は、毒性若しくは劇性の強い成分を含み、医療用医薬品に準じた取扱い。	一般用医薬品として使用経験が少ないなど、特に注意を要する成分を含みます。	特別の注意を要する第2類医薬品です。禁忌を確認せずにお薬を使用すると、重い副作用が出る可能性があります。 ⇒使用上の注意の「してはいけないこと」については、薬剤師又は登録販売者にご相談下さい。	その副作用等により日常生活に支障を来す程度(入院相当以上)の健康被害が生ずるおそれがある医薬品。	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。身体の変調・不調が起こります。
容器及び陳列における区分の表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品 又は 第㉓類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
	鍵をかけた場所か、お客様が直接手の触れられない場所に陳列されますが、当店では取り扱っておりません。		情報提供を行う設備から7m以内の範囲又は鍵をかけた陳列設備などに陳列	医薬品販売許可区域内に、区別して陳列	
			当店では、値札挿しの下部に 指定第2類医薬品は赤色 、 第2類医薬品は黄色 、 第3類医薬品は青色 のラインで区別してあります。		
情報提供を行う専門家	薬剤師のみ		薬剤師又は登録販売者		
積極的に行う情報の提供に関する解説 (要指導医薬品・第1類医薬品は、購入者の意思によらず、薬剤師が説明不要と認めない限りいたします。)	書面を用い適正使用のために必要な情報提供及び薬学的指導を対面で行います。	書面を用い適正使用のために必要な情報提供を行います。	適正使用のために必要な情報提供に努めます。		薬事法に規定がありませんが、必要に応じて情報提供を行います。
相談があった場合の対応	お客様からのご相談に対しては、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な情報提供を行います。				
情報提供を行う場所	カウンター周辺 又は 相談機で行います。				
医薬品による健康被害救済制度に関する解説	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図るため、副作用被害救済制度が用意されています。問合せ先はお買い上げの医薬品のパッケージに記載されている独立行政法人医薬品医療機器総合機構です。				
	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構		受付時間：月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 電話番号：フリーダイヤル 0120-149-931 http://www.pmda.go.jp		
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構に救済給付の請求をする場合には、医薬品の販売証明書等(領収書等)が必要となりますので、大切に保管して下さい。				
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	販売記録等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知)に従い適切に取り扱います。				
その他必要な事項	苦情相談窓口：神奈川県 健康医療局 生活衛生部 薬務課 薬事指導グループ 045-210-4967				

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第29条の3「店舗における掲示 第2」)